

会員各位

(一社)繊維評価技術協議会  
製品認証部

## 制菌加工(特定用途：SEK 赤マーク)製品の一般市場での販売禁止について

制菌加工(特定用途)の繊維製品については、MRSA 対応繊維製品連絡会が1993年6月17日付けの資料「繊維製品の抗菌性においてMRSA への効果をうたう場合の表示に関する業界統一自主基準」を用いて厚労省に説明を行い、この内容にて厚労省の許可を得た形となっております。当該資料はその後、厚労省の薬務局監視指導課の監視指導実務連絡93-5として、各都道府県の薬務主管監視指導担当宛への指導書として活用されています。

監視指導実務連絡93-5には対応製品として①医療機関にて使用するすべての繊維製品、②医療機関に準ずる施設で使用する製品 とすることが記載されています。また、当該資料にはMRSA に対する不安を煽るような表現を避け、一般不特定を対象とした用途への販売においては、MRSA の表示・説明も行っていないと記載されています。

SEK マークの目的は、求められる用途に必要な性能の繊維製品を提供することにあります。制菌加工(特定用途)の製品はMRSA 等耐性菌への対応が求められる用途(病院や介護施設)に提供されるものであり、一般消費者への販売や食品関連ユニフォーム等への展開は不必要な性能の繊維製品を提供することとなり、あたかもMRSA が市中に氾濫しているがごとく市中の不安を煽ることになります。

制菌加工マークの認証開始は1998年になりますが、認証開始当初より制菌加工マークの認証基準には、特定用途の対象製品として「医療機関、介護施設及び行政機関が必要と認めて指定する業務用の繊維製品を対象とする(市場での一般販売は不可)」と規定されています。

しかし、医療・介護用ユニフォーム等の通販サイトを確認すると、ほぼ全てのユニフォームメーカーのサイトに制菌加工(特定用途)の製品を販売しているが如くの表現(制菌加工赤マークの表示)が見受けられます。また、同サイトにて購入したい製品を選び、購入ボタンをクリックすれば誰でも特定用途の製品が購入できるシステム(一般市場での販売に該当する)となっています。

これは、MRSA 対応繊維製品連絡会が厚労省に説明をおこない、許可を得た内容に反するものであり、認証基準の規定にも反するものです。

各被認証企業様には自社の制菌加工(特定用途)の製品が医療・介護用ユニフォーム等の通販サイトを通じて一般消費者に販売されることが無いように再度確認・徹底をお願いします。但し、購入者が病院或いは介護施設職員であることが担保される場合は、医療・介護用ユニフォーム等の専用通販サイトや小売店で制菌加工(特定用途)の製品を販売することは問題ありません。

また別件ですが、通販サイトにてSEK マーク製品として販売されていた製品を購入したところ、サイトの説明資料にはSEK マークが表示されているにも関わらず、購入製品には正規のSEK マークが表示されていない製品が多数見受けられます。これは「SEK マーク管理規程」違反となる案件です。SEK マーク繊維製品であることを謳った場合は、最終製品に必ず正規のSEK マークを表示するよう客先のご指導をお願いします。

もし、これらの案件に対し改善が認められない場合は、WEB サイト運営会社等対し商標権侵害案件として対処せざるを得なくなりますので、各会員様のご協力をお願い致します。

以上